

月例研究会（2013年9月25日）

日本帝国主義の朝鮮支配と 墓地問題

—1919年の墓地規則改定を中心に—

李 相旭

報告「日本帝国主義の朝鮮支配と墓地問題—1919年の墓地規則改定を中心に—」は、三つの部分から構成された。第一の部分は「日本帝国主義の朝鮮支配の概要」、第二の部分は「墓地問題の概観」、第三の部分は「結びにかえて」である。

朝鮮支配の概観を把握するにあたっては、法制度的次元、経済的次元、社会的次元の特徴を把握するという方法をとった。法制度的次元については、金富子「宗主国／植民地における「臣民」とジェンダー—兵役義務・参政権・義務教育制」（2009、『季刊 戦争責任研究』第66号所収）に依拠して、大日本帝国の差別的制度諸条件について簡潔に検討した。兵役が属人的、参政権と義務教育制度が属地的論理によって構成されていたこと、帝国臣民の中で最優位の位置を占める日本人男性に対して非日本人女性が最劣位の位置を占めることなどを確認した。経済的次元については、細川嘉六『植民史』（1941、東洋経済新報社）、西成田豊『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』（1997、東京大学出版会）などに依拠して簡潔に検討した。土地調査事業を起点とし、産米増殖計画を経る中で拡大していった農民層の（土地所有の線にそった）両極分解という事実と、それが日本（内地）のいわゆる中農標準化傾向と対照的であることなどを確認した。社会的次元については、朝鮮憲兵隊司令部『朝鮮同胞に対する内地人反省資録』（2000、近現代資料刊行会編『戦

前・戦中期アジア研究資料1 植民地社会事業関係資料集 朝鮮編34』所収）にあげられている具体的事例を読み、日本人の朝鮮人に対する暴力、虐待、差別などについて確認した。

墓地問題の概観をみるにあたっては、1919年の「墓地、火葬場、埋葬及火葬取締規則」（以下墓地規則）改定を中心において問題を把握するという目的のために、まず改定の大前提であるいわゆる文化政治の、政策としての意味について検討した。資料「朝鮮民族運動に対する対策」（1920、『斎藤実文書』第9巻、高麗書林発行、所収）を直接読み、民族分裂政策（の企図）、宗教の取り込み、階級対立への対策などを確認した。そのうえで墓地規則の施行過程、1919年の墓地規則改定のみ「大改正」と自賛的に言及されていることなどについて確認した。しかし報告全体として問題の前提となる資料の読解に時間をとったため、問題である「大改正」そのものの吟味にあてた時間は不十分であった。

結びにかえて、1919年の墓地規則改定と文化政治批判の関係（文化政治の一環としての改定を批判的に検証する具体的作業がなされていないこと）、墓地問題と林野問題の関係（当時多くの墳墓が林野内にあったため墓地問題は即林野問題でもあったこと）などを確認した。

主な問いは次の三つであった。第一に、齊藤實を強調するよりも原敬の政策としてみるべきではないか、第二に、墓地政策を立案した官庁はどこか、第三に、林野調査事業との関係はどうなっているか、以上である。第一の問いについては、斎藤実の強調は便宜上であることを述べ回答とした。第二の問いについては、報告者は回答できなかった。第三の問いについては、すでに検証しているが今回は報告する時間的余裕がなかったことを述べ回答とした。

（り・さんうく 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）